

## 沢登定教：法社会学の一面

## Sadanori Sawanobori: Sociology of Law—On G.Gurvitch's Sociology.

法律学 (Jurisprudence) と我々が呼ぶ場合、それは普通、法律解釈学を指している。法律解釈学は制定法とか判例の中に表現されている「……す可し」又は「……す可からず」というような法律的命題の規範的な意味内容を解釈し、明らかにすることを目的とするものである。そして、此の意味の法律学は社会の実際的必要から、古くより存在していたのである。

之に対して、法社会学はそれが体系的自覚的に求められるようになったのは、おそらく二十世紀に入ってからであると思われる。勿論、エールリッヒは「モンテスキューの『法の精神』は法社会学を形成する最初の試みと考えられなければならない。」<sup>(1)</sup>と言っているから、その意味では、法社会学も遠く遡って見出し得るわけではある。

所で、新しい法社会学の方法的反省を促した原因は、一方では法律の解釈適用に現実的な妥当性を興えようという実践的目的であり、ロスコ・パウンドやルウェリン (Llewellyn) 等の法社会学、げんみつには社会学的法学 (sociological jurisprudence) はこのような実践的目的に貫ぬかれているとみられ得る。もう一つの原因は法律現象を一つの社会的文化的実在として、それと他の文化的実在との関連をみてゆこうという経験科学的な要求であり、此の要求からエールリッヒやマックス・ウェーバー等の法社会学が生れて来たと考え得るのである。

さて我国に於ては一般に、エールリッヒ、マックス・ウェーバー及びロスコ・パウンドの三人が法社会学の代表者として考えられて来ている。たとえば、加藤新平教授は「……これまで法社会学の名の下に現われたもの、又は法社会学と目されて来たものはどのようなものであるのか。現在日本で問題となつている限りでは、少くとも次の三種のものが数えられると思う。」として、(1) エールリッヒ流の法社会学、(2) マックス・ウェーバー流の法社会学、(3) ロスコ・パウンド流の法社会学の三をあげている<sup>(2)</sup>。

しかし、ここで我々はフランスに於る。法社会学に対する関心を無視することは出来ないと思う。フランスに於る法社会学に対する関心はおそらく、デュルケーム以来のことであると思われる。そこで我々はフランスに於る現在の法社会学の代表者としてギユルヴィッチにふれる必要があると思うのである。

ギユルヴィッチは自ら、Sociology of Law の中で述べているのであるが、「人間精神、或いは理性的精神 (noetic mind) の社会学の諸問題、そしてその位置を種々の社会学説の間に正確に決定することへの最善の近道は社会的現実在のレベル (或いは深さ) の分析によつてであると思われる。此の分析の方法はベルグソンの inversion (之を論理学では戻換法と言っているが) 此の inversion の方法、或いはフッサールの現象学的還元、即ち連続的な段階を経て、最も直接的に社会的現実在の中で経験されるものへと、内在的に掘り下げて還元してゆく方法によりヒントを与えられた。そして明らかに、我々が区別する所の層 (strata)、或いは深さのレベルは現実生活の中で相互に浸透し合い、全体を形成しながら相互に分離し難く結合しているものである。」<sup>(3)</sup>

(1) Roscoe Pound, Sociology of Law (Twentieth Century Sociology)

(2) 加藤新平, 法社会学とはいかなる学問か (法社会学の課題)

(3) G. Gurvitch, Sociology of Law (1947), pp. 33—34

ギュルヴィッチはこのように述べて、社会的現実をいくつかの層に分けて把握しようとするのである。彼が *Sociology of Law* の中で層と呼んでいるものは次のようなものである。

- (1) 地理的人口的基礎（物質的基礎）
- (2) 組織
- (3) 文化的類型（標準化された表象）
- (4) 非組織的集団行動
- (5) 象徴（現象と物それ自体との間に起る精神の不適当な物質的表現，たとえば言語，旗，警官，法律の規則・手続等）
- (6) 予見出来ない革新的社会的行動
- (7) 価値と集合的観念
- (8) 集団精神そのもの(4)

そして、ギュルヴィッチは集団精神 (*collective mind*) と個人精神 (*individual mind*) とは、視界の相互作用 (*reciprocity of perspectives*)、之はテオドル・リットから借りて来た概念であるが、此の視界の相互性の中にあつて、精神生活の同一の具体的流れの二つの抽象的な局面にすぎない、とみているのである。(5)

所で、ギュルヴィッチは従来の法律学をどうみたかという、彼はあらゆる法を成立せしめる中心的要素を法の構成的要素 (*constituent element*) と呼んでいるが、之を彼は正義、或いは精神的価値であるとし、他方彼は法律学を以て、特に裁判官に役立つようなテクニクであるとし、法律学の中の種々の傾向は、その属する包括社会の特殊な必要に応じて法律を解釈するのに都合のよいような社会工学 (*social engineering*) の種々の技術にすぎない、と考えているのである。(6) このように法律学を一種の社会工学とみるギュルヴィッチの考え方はあらゆる法社会学の出発点となるものであると思う。

次に、ギュルヴィッチはデュルケームに対してはどのような態度をとるかという、デュルケームの法社会学への貢献をアメリカの *social control* の理論よりもずっと多く認めているのであるが、彼は社会的現実がいくつかの層をなして構造的全体に統一されており、これらの層は相互に対立排斥し合わず、相互浸透の関係にあるとみており、又一方に於て社会的諸集団はすべてそれ自身の秩序、それ自身の法的価値をもつていて、国家といえども、この集団の一つにすぎない、従つて他の集団に対して優越的存在ではないとみているのであるから、ギュルヴィッチの立場は多元論的であり、相対主義的である。

従つて、ギュルヴィッチはパウンド等が社会的諸集団の中で国家に対し優越性を認め、又諸種の社会統制の中でも法に決定的重要性を与えているのに対し反対するわけであるし、デュルケームの個人意識に対して優越するように思わせ易い一方的な集団意識の概念にも反対することになるのである。そこで、ギュルヴィッチによれば、「デュルケームが法社会学を構成しようとして部分的に失敗した決定的な理由は象徴の領域や価値、観念、理想、つまり精神の領域を一方的に集団精神の産物であり、反映であるとしたことの中にあるのである。」(7) このよう

(4) G. Gurvitch, op. cit. pp. 34—37

(5) G. Gurvitch, op. cit. p. 37

(6) G. Gurvitch, op. cit. p. 9

(7) G. Gurvitch, op. cit. p. 27

な前提に立つたので、デュルケームは実証科学の限界を越え、又一方では、法哲学を否定することによつて、存在と価値、事実と規範の区別を見失つてしまつたし、法的制度と倫理的宗教的制度との区別をも不可能にしてしまつたのである、というようにギュルヴィッチはデュルケームを批判しているのである。(8)

さて、ギュルヴィッチは社会的現実在の深さとレベルの分析について、人間精神、或いは *noetic mind* の社会学ということをやつてゐる。これについては、パウンドが批判しているのであるが、*noetic* という言葉はフッサールから由来する。感覚からも経験からも引き出されない、そして直観によつてのみ考え出されるようなデータが *noetic* であるのだから、それは *postulate* されたもの、即ち要求、或いは仮定されたものであつて、見出されるものではない、こういうようにパウンドは述べているのである。(9)

此の人間精神の社会学は、ギュルヴィッチの言う所によれば、「社会構造や社会の具体的歴史的状況との機能的関連に於て、文化的類型とか、社会的象徴とか、集合的な価値や観念を研究するものである。」(10) そして既に述べたように、社会的現実在を構成している諸要素は、同時に社会的現実在により生み出されるという相互依存の関係にあり、このことが内的意味の解釈的方法 (*interpretative method of inner meanings*)、即ち *Verstehen* とか *insight* の方法を用いることを必要とし、自然科学の量的一般化の方法を斥けて、マックス・ウェーバーの質的な理想型による研究方法を採用させることになる。このように彼は社会学の方法を規定しているのである。(11)

更に、ギュルヴィッチによれば、上述の類型や象徴や価値、観念等と社会構造との連関を対象とする人間精神の社会学の固有の領域に対して、社会学の他の部門として、

- (1) 地理学的・人口学的・生態学的・道具的社会学。
- (2) 集団心理学
- (3) 技術的類型や行動の社会学（特に経済の社会学）
- (4) 一般社会学（社会構造、即ち集団や社会化の型を取扱うもの）

等をあげている。この中で最も重要な一般社会学は社会構造の諸類型、即ち集団とか社会結合の形式とかを取扱うものである。

このように、社会学の諸部門の中、精神の社会学と一般社会学とを特に重んじ、強調するギュルヴィッチが社会学の中心とするのは、繰返し述べるように、社会構造との関連に於る類型であり、象徴であり、価値、観念であるとみられる。従つて彼の法社会学も法的な類型、象徴、価値、観念を取扱うことになるのであるが、その前に彼が法を如何に理解するかを検討しなければならない。

ギュルヴィッチは、法は「正義の観念を所与の社会的環境の中に実現しようという試みを現わしている。」(13) と言う。そして、此の正義の実現は限定された権利義務関係に基づいて、或人の権利と或人の義務とが必然的に結びついているという意味で双務的 (*bilateral*) な、或いは多边的 (*multilateral*) な命令的職権的統制によつ

(8) G. Gurvitch, *op. cit.* pp. 24—28

(9) R. Pound, *op. cit.*

(10) G. Gurvitch, *op. cit.* p. 37

(11) G. Gurvitch, *op. cit.* pp. 37—38

(12) G. Gurvitch, *op. cit.* p. 38

(13) G. Gurvitch, *op. cit.* p. 47

て行われるものである。又、法の限定的性格というのは、たとえば「汝殺す可からず」という規範は法に於て例外が生ずる、即ち正当防衛、戦争、死刑執行等の場合のあり得ることを言うのである。又、正義というのは、社会構造の中に具体化された矛盾衝突する精神的諸価値の予備的な、本質的に可変的な調和である。又、法による統制は、あらゆる法は **positive** でなければならない（規範的事実として存在しなければならない）という社会的保障から、その効力が引き出される。又、或場合には法はその要求を外部的強制により実施出来るが、しかしそれは必ずしも外部的強制を前提としているのではない。以上のようにギュルヴィッチは法を理解しているのである。(14)

所で、パウンドによれば、法は政治的に組織された社会の力の系統的使用を通じて行われる社会統制である。(15) そして之が英米法学に於て支配的の見解となつていようであるが、之に対してギュルヴィッチの法の概念は、むしろエールリッヒ等の法の概念と同傾向を有すると思われるのである。

「エールリッヒは、単に裁判所その他の国家的官庁に対してのみ妥当する法規に対して、社会における人間の行為を現実に規定する行為の規則＝生ける法を対立せしめ、法社会学における法を、前者を範型として構成された法概念（国家的強制法規）から解放して、社会の『秩序』(Ordnung)として規定し、その基軸として生ける法を把握する。」(16) そして、このような行為の規則、即ち生ける法は、

- (1) 社会的諸団体の平和的内部秩序の基礎である。そして、この行為の規則は客観的には社会的制度としてとらえられる。
- (2) 具体的、個別的である。
- (3) 人間の行為を具体的に規定する。
- (4) 国家の権力による強制により担保される必要がない。
- (5) 国家禁止に違反すれば、法的制度と言えないが、ただ国家により禁止されず、無効とされるにすぎない行為が、社会に一般的に普及する場合は、法社会的意味の法として取扱われ得る。(17)

そして、エールリッヒは次のように述べている。「ひとびとはもちろん私が法と習俗とを混同していると批難するだろう。しかし私は決して混同しているのではない。私は両者を充分に分かつすべを心得ている。ただ国家から発する規範・裁判所その他の官庁によつて執行される法的強制が法の本質的メルクマールたることのみを争つてにすぎないのだ。」(18)

次に、ギュルヴィッチは、以上のような法概念にもとづいて、互に異なる法社会学の三つの問題を区別しなければならないとして、次の三つの部門を区別する。

- (1) 体系的法社会学 = 法の微視的社会学
- (2) 特殊的法社会学 = 法の類型学
- (3) 発生的法社会学 = 法の動的巨視的社会学

(14) G. Gurvich, *op. cit.* pp. 40—48

(15) R. Pound, *op. cit.*

(16) 磯村哲, エールリッヒの法哲学(上) 38頁(法律学体系, 法学理論篇)

(17) 磯村, 前掲 38—45頁

(18) 磯村, 前掲 42頁

体系的法社会学に於ては、社会化、或いは社会結合の諸形式と社会的現実在の諸層 (levels) の機能としての法の表現が研究される。次の特殊的社会学に於ては、社会的現実在の集会的単位、即ち特殊社会集団や全体社会の機能としての法の表現が研究され、最後に、発生的法社会学に於て、特殊な社会類型の内部での法の変化、発展、消滅の傾向及び要素としての秩序 (regularities) の研究がなされるのである。(19)

ギェルヴィッチは法社会学を以上の三つの部門に区分したことについて、「すべての社会は特殊社会集団の復数から成立しており、又その各団体は社会結合の復数から成立していることを考慮する必要がある。」(20) と述べているが、ギェルヴィッチは彼の社会学に於て出来得る限り多面的、総合的に社会的現実在を研究しようと意図しているが、之に対しては我々に歴史哲学的な総合社会学に対して抱くと同様の疑問を抱かざるを得ないが、他方に於て、ギェルヴィッチは社会結合の形式とか、集団の類型等のせまい意味の社会を重要視しており、彼は社会類型に社会結合の形式、集団の類型、包括的社会の三つの段階的なものを考えている。そして社会的結合形式という最も抽象的な形式を取扱うのが微視的社会学 (microsociology)。社会集団とか、最も具体的な包括的社会の構造を取扱うのが巨視的社会学 (macrosociology) と考えている。このような彼の理解に応じて法の社会学も法の微視的社会学 (microsociology of law) と、法の巨視的社会学 (macrosociology of law) と、法の動的巨視的社会学 (dynamic macrosociology) との三部門に分けられることになるのである。

ギェルヴィッチは特殊的法社会学 (differential sociology of law) に於て社会集団の分類をなし、集団の類型の機能としての法の骨組を論じていることから明らかなように、法の特質をその法がかかわり、もしくはその法を生み出した所の社会集団の特質から解明把握しようという方向をとるものであり、此の点ではギェルヴィッチも一般的法社会学者と同じであるが、我々は之とは逆の方向に於て真にその名にふさわしい法社会学の領域があるのではないかと考えるものである。即ち、社会集団の諸類型の特質を夫々の集団にかかわり、又は集団から生ずる法の特質から解明把促するということが法社会学の中心的課題となるものと考えられるのである。

---

(19) G. Gurvitch, op. cit. pp. 48—52

(20) G. Gurvitch, op. cit. p. 49